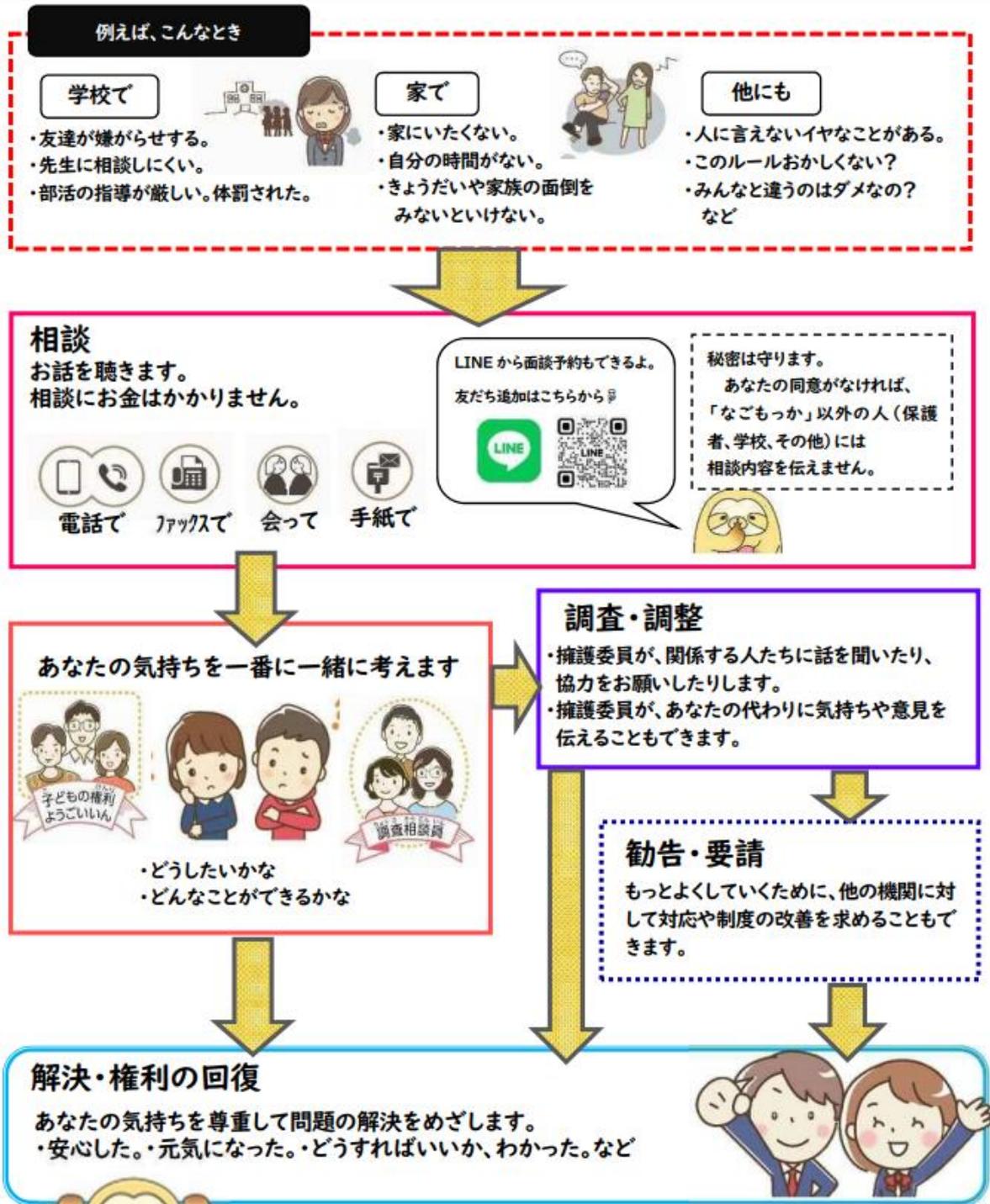


## こどもの相談と救済機関の設置

## 1. 重点議題② こどもの相談と救済機関とは

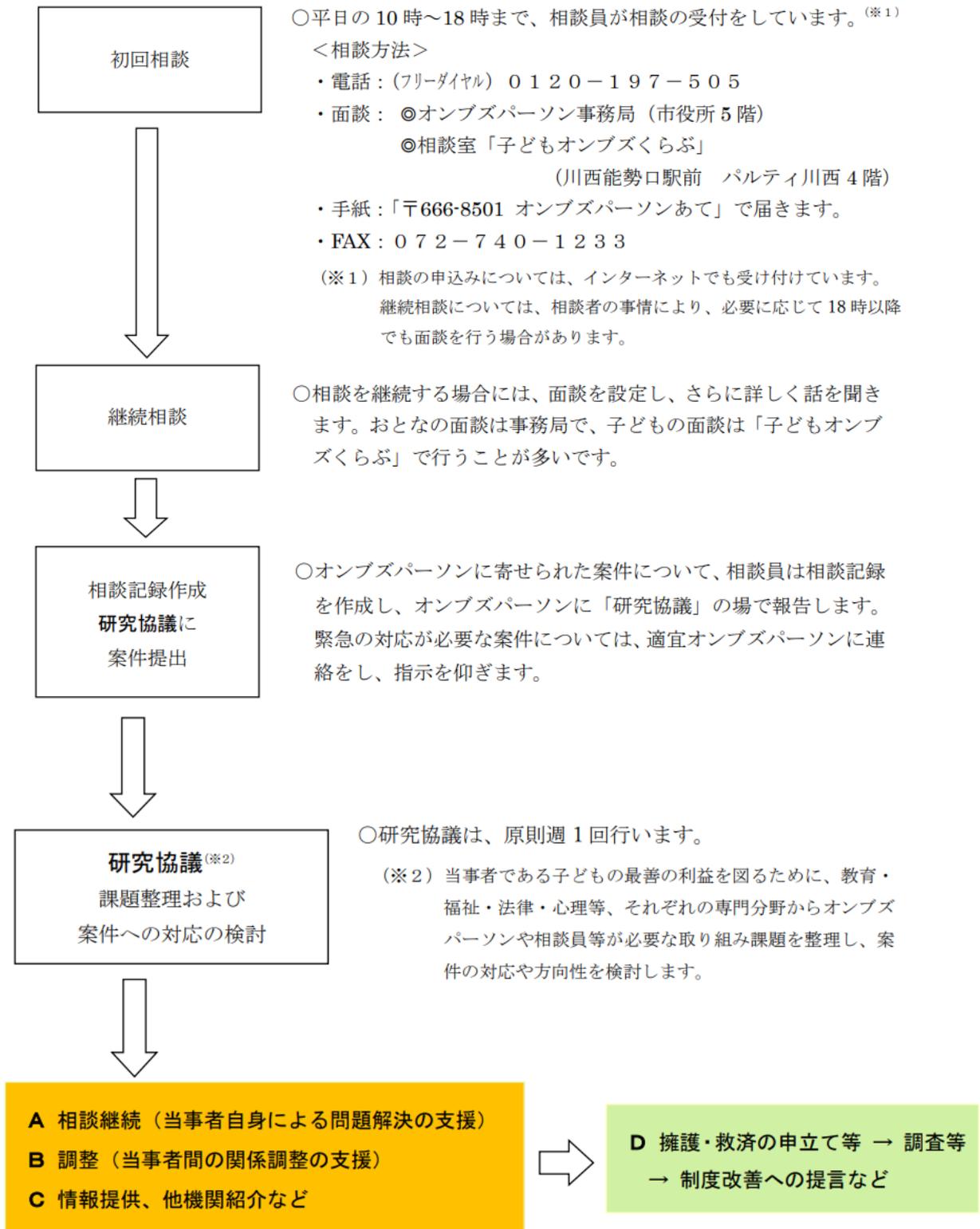
こどもの相談と救済機関とは、こどもの権利が侵害された場合の相談窓口や救済を行う機関のこと。子どもの権利擁護委員やオンブズパーソンと呼ばれています。令和6年5月現在、全国で約50の自治体がこどもの権利擁護機関を設置しています。(引用元：別添(参考) 子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関(公的第三者機関)一覧：救済機関設置順)

## こどもの権利擁護委員・オンブズパーソンとは



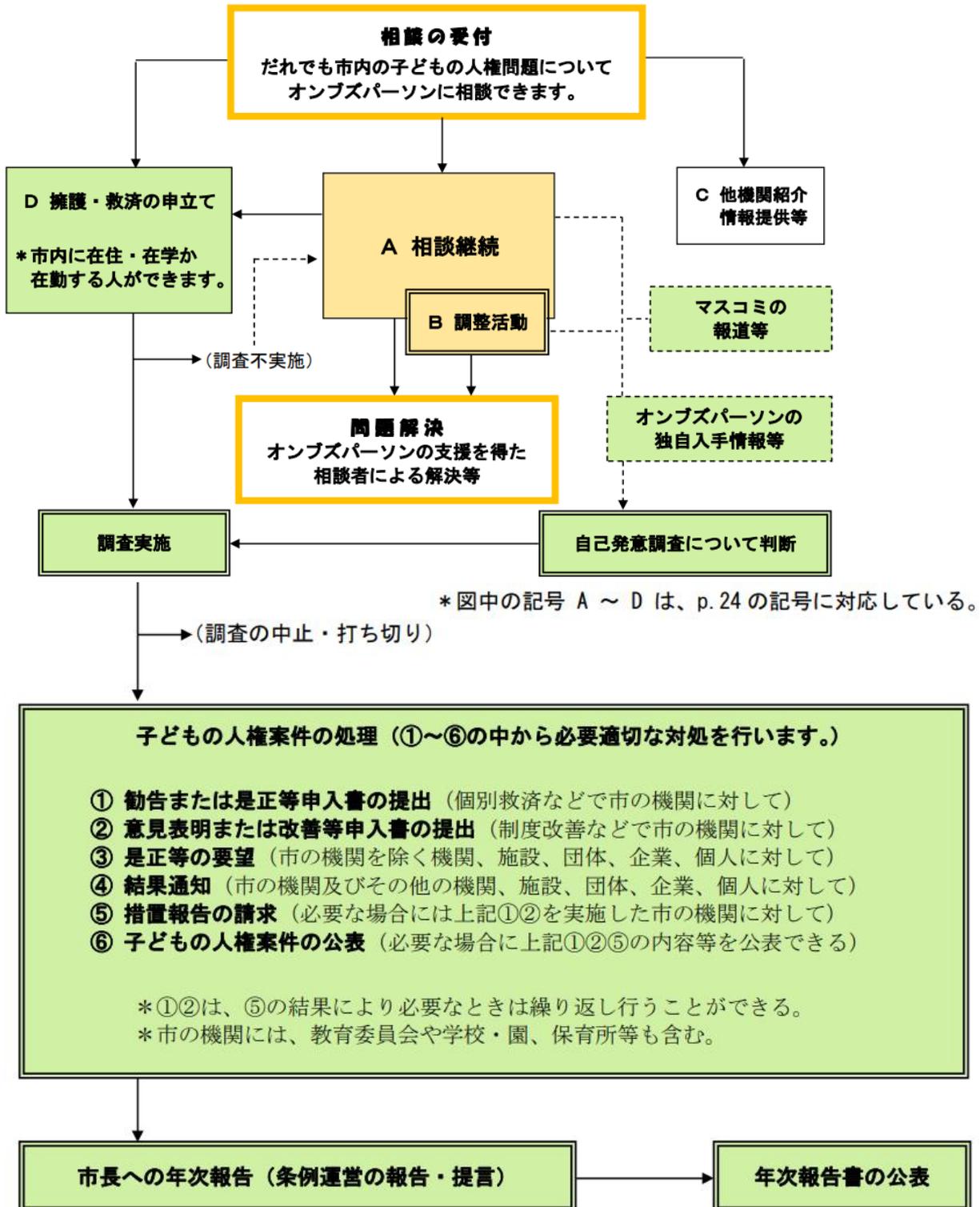
(引用元：2023年度名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」活動報告書)

## 個別救済・制度改善までの主な流れ



(引用元：川西市子どもオンブズ・レポート 2023)

## 川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



(引用元：川西市子どもオンブズ・レポート 2023)

## 2. 条例検討委員会での検討項目

### ①こどもの相談について

#### ○武蔵野市（子どもからの相談）

第16条 市は、子どもが身近な場所での関係づくりを通じて困りごと、不安に感じることなどを気軽に話すことができるよう、多様な相談の場づくりを推進します。

- 2 市は、子どもから直接、相談を受けることのできる窓口を設けます。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設で子どもが安心して相談できる体制の整備に努めます。
- 4 市は、子どもからの相談を受けた者が必要に応じて子どもを適切な支援につなぐことができるよう、多様な相談の場と関係機関との連携体制の整備に努めます。
- 5 市は、暴力、虐待、体罰、いじめなどを受けている子どもが安心して相談することができるよう、適切な相談手段の整備、子どもへの子どもの権利の学習の推進および虐待などに気づくことができる支援者の育成に努めます。
- 6 子どもからの相談を受けた者は、その相談に関する秘密を守らなければなりません。

#### ○東京都北区（子どもが相談しやすい環境づくり）

第15条 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもがなやんでいること、困っていること等について、相談しやすい環境づくりに努めるものとします。

- 2 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもから受けた相談の内容について、子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取りあつかうよう努めるものとします。

#### ○桑名市（こどもに関わる相談）

第15条 市は、こどもが身近な場所で、困りごとや不安に感じることなどを安心して話すことができるよう、多様な相談の場の拡充に努めます。

- 2 育ち学ぶ施設は、当該施設で、こどもが安心して相談できる体制の整備に努めます。
- 3 市は、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設から、直接相談を受けることができる環境を整備します。
- 4 市は、こども、保護者、市民又は育ち学ぶ施設から相談を受けた者が必要に応じて適切な支援に繋ぐことができるよう、関係機関における連携体制の整備に努めます。
- 5 市は、こどもに関する相談に適切に対応できる専門性を有した支援者の育成に努めます
- 6 こども、保護者、市民又は育ち学ぶ施設から相談を受けた者は、その相談に関する秘密を守り、本人の同意なしに他者に開示しません。ただし、他の法令に定めがある場合は、この限りではありません。

⇒議題：こどもの相談について、どのように条例に記載していくべきか。

### ②救済機関について

⇒別添「資料4-2 他市事例の概要\_抜粋」のとおり、市町村によって記載内容に特徴がある  
・相談と支援・調査・自己発意による調査・調整・意見の提言・要請と意見の公表  
・見守り支援・活動報告・普及啓発・人権擁護と人権侵害の防止・制度の改善・報告の要求

⇒議題：こどもの権利の救済機関に求める職務の概要は？